

## 吸収合併に係る事前開示書面

当社は2023年7月24日付けで、当社と株式会社Asian Bridge（以下「Asian Bridge」という）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2023年9月1日を効力発生日として、Asian Bridgeを吸収合併存続会社とし、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という）を行う事としましたので、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条の規定に基づき、下記の通り開示致します。

### 記

1. 吸収合併契約書の内容（会社法第794条第1項）  
2023年7月24日付けで、当社とAsian Bridgeとの間で締結した吸収合併契約書は、当社サイト（<https://frit-social.co.jp/>）に公告される、「FRIT株式会社吸収合併契約書」のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）  
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の対価の定めに関する事項（会社法施行規則第191条第2号）  
当社は新株予約権を発行していない為、該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社に関する事項（会社法施行規則第191条第3号）
  - (1) 最終事業年度の計算書類等  
当社の最終事業年度に係る計算書類は、当社サイト（<https://frit-social.co.jp/>）に公告される、「FRIT社電子決済公告（第2期）」のとおりです。
  - (2) 末日後に生じた重要な後発事象  
該当事項はありません。
5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象（会社法施行規則第191条第5号）  
該当事項はありません。
6. 吸収合併会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）  
本合併効力発生日におけるAsian Bridgeの資産の額は、負債の額を十分上回る事が見込まれます。また、本合併後におけるAsian Bridgeの収益状況についても、債務履行に支障をきたす事態は、現在のところ予想されておりません。したがって、本合併後におけるAsian Bridgeの債務履行に支障はないと見込んでおります。
7. 事前開示開始日後の上記事項の変更（会社法施行規則第191条第7号）  
本事前開示開始日以降、上記事項に変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以上